

給与支払報告書  
特別徴収

にかかると給与所得者異動届出書

※ 市町村 処理欄	個人番号	


◎ 異動があった場合は、直ちに提出してください。

(異動後の徴収方法につきましては、必ずご本人にお伝えください。)

三股町長様		(特別徴収義務者) 給与支払者	氏名 (名称)	<b>三股町役場</b> ㊤		特別徴収義務者 指定番号	<b>9000000</b>				
平成 24年 9月 10日提出			所在地	〒 <b>889-1995</b> <b>三股町五本松 1 番地 1</b>		担当者(経理 係) 氏名 <b>三股 花子</b> 連絡先 ☎ <b>0986-52-1111</b> 内線 <b>134</b>					
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の 事由	異動後の 未徴収税額 の徴収	1月1日から 退職時まで の給与 支払額		
氏名	<b>三股 太郎</b>		円 <b>36,000</b>	6月 から 8月 まで	9月 から 5月 まで	24年 9月 2日	1.退職 2.転職 3.休業 4.長期欠勤 5.死亡 6.育児休業 7.その他	1.特別徴収 継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (残額個人納付)	円 <b>1,234,567</b>		
現住所	給与の支払を受けなくなった後の住所 〒 <b>889-1900</b> <b>三股町〇〇2 番地 2</b> ☎								円 <b>9,000</b>	円 <b>27,000</b>	円 <b>13,200</b>
新しい勤務 先の名称 及び所在地	名称	所在地									

◎ 一括徴収 ◎ 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。

(なお6月1日から12月31日までの退職者についても、未徴収税額については、ご本人に一括納付をお奨めいただきますようお願いいたします。)

一括の徴収の申出	給与又は 退職手当等の 支払予定日	一括徴収予定額	
		支払予定日 ごとの 徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)
平成 24年 9月 10日	9月 28日	27,000 円	27,000 円
異動者印	 一括徴収した税額は 9月分(10月10日納期分) で納入します。		

※ 市町村 記入欄	入力処理		受 付 印
	事務所通知		
	個人通知		
	課 台		

※ 事務処理の都合上、異動のあった月の月末までに届くようにお願いします。